

## ①1月理事会（1/27）で確認するべきこと

1. 定款最終案を確認すること、新学連立ち上げは2月中旬を想定していること
2. 定期総会を、新学連の総会と同日に、6月中旬頃（西日本後）に開催すること
3. 学連の諸事業は、2024年度のすべての競技会について、新学連主催とすること
4. 学連の会計は2023年度をもって終了し、2024年度以降は、新学連へ財産を引き継ぐこと  
→登録等における費用の振り込み、大会出場経費の振り込みについてチームへ周知  
→3月末に現学連財政は、新学連に移行（口座を移す）  
→新学連として、総会までの間は現学連理事会の決定により運営することを決定しておく  
→新学連発足後の3月末までに必要な経費は現学連で拠出する（登記費用、公印作成など）
5. 各チームへの移行方針について説明会を開催する（オンライン説明とするか？）  
→4月より新学連に移行する。現学連の財産はすべて新学連へ移行する。  
→新学連設立（登記）は2月中を予定し、設立から総会（6月を想定）までの運営は現学連が担う。  
→2024年度事業はすべて新学連主催事業とする。  
→現学連は、6月の総会をもって、解散（運営終了）する。  
→各チームでは、新学連の会員の確定（名簿提出）と代議員（法人法上の社員）選出を行う。  
会員確定および代議員選出は4月末までに各チームで行い届け出てもらう。  
→総会は、現学連の最終総会と新学連の最初の実質的総会を兼ねる（併催とする）。  
→4月～6月総会までの運営は、新学連の要請を受けて、現学連が担う。
6. 3月理事会では、新学連の事業計画と予算を決定する

## ②設立発起人会→新学連総会（仮称）の開催（2月上旬開催想定）

総会までのメンバー：野老、荒木、坂井、古本、西川とし、今西現学連財務部長を事務局とする。

1. 総会までの新学連運営体制の確認 新学連代表理事は野老現学連会長、専務理事は荒木現学連理事長
2. 新学連の2023年度（3月末まで）の事業計画と予算を決定する  
→事業計画は新学連総会（6月）に向けた立ち上げ準備を行うことのみ、予算はなし（ゼロ）
3. 新学連の立ち上げ準備のために実施することの確認  
→4月以降の総務業務、会計業務等を行うために公印調製、口座設定を行う  
→各チームの会員名簿および代議員選出の取り組みを行う  
→広告協賛の呼びかけを新学連名で行う
4. 総会までは新学連体制が整わないとため、現学連理事会の決議内容に従い事業運営を行う

## ③3月理事会（新学連運営会議を併催）で確認するべきこと

1. 2024年度の新学連事業計画と予算について－前提として各大会の枠組み決定（新人戦等）
2. 定款以外の諸規程についての審議
3. 新学連運営会議として、現学連理事会決定事項を追認

## ④5月理事会（新学連運営会議を併催）で確認すること

1. 2023年度事業報告、決算・監査報告
2. 新学連の2023年度（第1期）事業報告、同決算報告（なし）
3. 現学連総会および新学連社員総会議題の確認

→社員総会議題は、2週間前までに議題を送付し、代議員出欠確認（委任状を含む）が必要

## ⑤現学連の総会および新学連の定期社員総会で議決すること

1. 現学連総会→2023年度事業報告、同決算、監査報告、新学連への財政移行を報告
2. 新学連社員総会→定款確認、新学連の2023年度事業報告・決算報告、理事の提案

2024年度事業計画及び予算の報告

\* 新理事会を開催して役員互選、再開後報告

\* 新役員体制確認後、定款以外の基本規程の審議・議決、事業計画・予算の議決